

# 別紙【経済的支援にかかる要件・審査資料・審査基準(案)】

| 要件                                                                                                                       | 審査資料                                                                                                                                                                                               | 審査基準(案)                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 条例 第10条                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                               |
| 建物等が不良な状態にあると認める場合                                                                                                       | ・区役所からの報告(堆積者及び地域の生活環境の調査結果 等)                                                                                                                                                                     | 別紙 経済的支援 審査基準 (案) ... ① 堆積物の内容・程度。                                                                                                                            |
| 当該建物等に係る堆積者の近隣の住民の生活環境が著しく損なわれている                                                                                        | ・臭気...区役所からの依頼に基づく環境局調査<br>・害虫...区役所からの報告(堆積者及び地域の生活環境の調査結果 等)<br>・防火...区役所からの報告(堆積者及び地域の生活環境の調査結果、消防局資料等活用)                                                                                       | 別紙 経済的支援 審査基準 (案) ... ② 不良な状態の内容・程度。                                                                                                                          |
| 当該堆積者が経済的理由により自ら不良な状態を解消することが困難であると認めるとき                                                                                 | ・要綱 第3条第1項各号による(下欄 参照)                                                                                                                                                                             | —                                                                                                                                                             |
| 当該堆積者の申出に基づく                                                                                                             | 要綱 第7条<br>・経済的支援申請・同意書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類<br>資産・収入に関する申告書(様式第2号)、親族に関する申告書(様式第3号)、<br>支援を行うに当たり必要な調査に関する同意書(様式第4号)、<br>その他市長が必要と認める書類                                                               | —                                                                                                                                                             |
| ただし、第8条第1項の規定による命令を受けた堆積者が正当な理由なく当該命令に従わない場合にあっては、この限りでない                                                                | ・過去の命令記録等                                                                                                                                                                                          | —                                                                                                                                                             |
| 要綱 第3条第1項                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                               |
| (1) 収入の状況<br>世帯全員の直近の市町村民税が非課税である                                                                                        | ・要綱 第7条 様式第2号～第4号<br>世帯全員の市町村民税が非課税であること<br>【申告に基づき、担当課が、窓口サービス課に閲覧を申請】                                                                                                                            | —                                                                                                                                                             |
| (2) 不動産(土地・建物の保有)<br>土地、建物その他の不動産を所有していないこと<br>ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない                                            | ・要綱 第7条 様式第2号、第4号<br>土地、建物その他の不動産を所有していないこと、ただし生活保護に準じて、居住用家屋(処分価格が利用価値に比して著しく大きいものを除く)であれば保有を認める<br>【申告に基づき、担当課が、窓口サービス課に閲覧を申請】 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 参照</span> | 【市長が特別の事情があると認めるとき:具体的な事例】<br>・堆積者が現に居住の用に供しており、売却が困難な場合<br>・不動産担保型生活資金貸付制度(リバースモーゲージ)の貸付要件に該当しない場合                                                           |
| (3) 資産(現金、預貯金、金融商品、債権等)の保有<br>・単身世帯 150万円以下<br>・複数世帯 200万円以下(世帯員全員の総額)<br>ただし、現に最低限度の生活維持のために活用されている資産その他市長が必要と認めるものを除く。 | ・要綱 第7条 様式第2号、第4号<br>・直近の預金残高を記帳した預金通帳の写し<br>【申告に基づき、区内の主要金融機関へ預貯金照会】<br>(金融機関の任意の協力を求めて行うものであり、強制的に保有情報を提出させることはできない)                                                                             | 【現に最低限度の生活維持のために活用されている資産その他市長が必要と認める:具体的な事例】<br>・債権、証券等の資産など換金できる資産を保有していない。<br>・所有する資産を売却することによって堆積者の精神的負担増が懸念される場合                                         |
| (4) 支援の回数<br>過去に支援を受けたことがないこと<br>ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない                                                          | ・区役所からの報告による(堆積者及び地域の生活環境の調査結果 等)<br>・過去に受けた経済的支援と新たに受ける経済的支援の合計金額が100万円以下であること<br>・かつ、過去に経済的支援を受けた後に、生活環境や心身の状態の変化等 やむを得ない事情により再び不良な状態となっている                                                      | 【市長が特別の事情があると認めるとき:具体的な事例】<br>・過去に受けた経済的支援と新たに受ける経済的支援の合計金額が100万円以下であり、かつ、過去に経済的支援を受けた後に、生活環境や心身の状態の変化等やむを得ない事情により再び建物等が不良な状態となっているが、支援を行うことで不良な状態の解消が見込まれる場合 |

## 別紙【経済的支援にかかる要件・審査資料・審査基準(案)】

| 要件                                                                                                                                                                        | 審査資料                                                                                                                                                                      | 審査基準(案)                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要綱 第3条第3項                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                           |
| 当該不良な状態にある建物等の所在地の校区等地域(おおむね小学校区の範囲を基本とする地域をいう。)において形成された地域活動協議会(地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第2条第1項に規定する地域活動協議会をいう。)に参画する市民活動団体の代表者その他これに準ずると市長が認める者から、市長に対して不良な状態の解消を求める要望 | ・区役所からの報告による(堆積者及び地域の生活環境の調査結果 等)                                                                                                                                         | 別紙 経済的支援 審査基準 (案) ... ③ 近隣住民の被害状況                                                                                                                                                                                         |
| 要綱 第9条                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                           |
| 要綱第7条の規定による申請があったときは、同条各号に掲げる書類を審査し、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会の意見を聴いたうえで、支援をすることが適当であると認めたとき                                                                      | ・区役所からの報告による(堆積者及び地域の生活環境の調査結果 等)<br>要綱 第7条<br>・経済的支援申請・同意書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類<br>資産・収入に関する申告書(様式第2号)、親族に関する申告書(様式第3号)、<br>支援を行うに当たり必要な調査に関する同意書(様式第4号)、<br>その他市長が必要と認める書類 | 別紙 経済的支援 審査基準(案) ... ④ 支援の有効性<br>・経済的支援の有効性<br>(経費見積の概算額が100万円を超える場合の堆積物撤去の検討)<br>・再発防止策の有効性<br>撤去後の支援策の検討<br>(堆積者への見守り実施、ホームヘルパー派遣による家事援助等)<br>別紙 経済的支援 審査基準(案) ... ⑤ 他の方法による解消の可能性<br>・リ・ス・モ・ゲ・ジ等、経済的支援以外の不良な状態の解消方法の検討 |

| 大項目           | 小項目       | 観点                                                                                                             | 基準                           | 各基準の説明                                    | 審査方法                                                         |
|---------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 堆積物の内容・程度   | 堆積物の量     | 堆積している物品等の堆積量(推計)から、支援の必要性を評価する(量が多いほど自己撤去は期待し難く、また屋外に溢れ出ている場合等は近隣の生活環境への影響も大きいいため、支援の必要性は大きい)。                | a 著しく多い                      | 堆積物が屋内に収まりきれず、屋外にあふれ出している。                | 判定が b 以上                                                     |
|               |           |                                                                                                                | b 多い                         | 堆積物が屋外にあふれ出していないが、居住者の生活空間を著しく圧迫。         |                                                              |
|               |           |                                                                                                                | c 少ない                        | 堆積物が居住者の生活空間を著しく圧迫しているとははいえない程度。          |                                                              |
|               | 堆積物の内容    | 堆積している物品等の内容によって、支援の必要性を評価する(堆積物が生ゴミなど不良な状態の発生源になりやすい物であるほど支援の必要性は大きい)。                                        | a 堆積物のほとんどが不良な状態を生じさせる物品等である | 堆積物のほとんどが、生ゴミ、汚物、危険物等である。                 | 判定が b 以上                                                     |
|               |           |                                                                                                                | b 堆積物の中に不良な状態を生じさせる物品等が半分以上  | 堆積物の中に生ゴミ等が占める割合が半分以上。                    |                                                              |
|               |           |                                                                                                                | c 堆積物の中に不良な状態を生じさせる物品等がわずか   | 堆積物の中に生ゴミ等が占める割合が半分以下。                    |                                                              |
| 2 不良な状態の内容・程度 | 悪臭        | 当該建物等の隣地境界において、発生している悪臭の程度(臭気測定等)によって、支援の必要性を評価する(悪臭の程度が高いほど支援の必要性は大きい)。                                       | a 悪臭が発生している程度が著しい            | 悪臭の程度が、臭気指数で22以上                          | 小項目 ~ (当てはまる項目のみ)のうち、1つでも a がある。<br>または当てはまる項目のうち2つ以上 b がある。 |
|               |           |                                                                                                                | b 悪臭が発生している                  | 悪臭の程度が、臭気指数で10以上22未満                      |                                                              |
|               |           |                                                                                                                | c 悪臭が発生していない、又は発生していてもわずかである | 悪臭の程度が、臭気指数で10未満                          |                                                              |
|               | 害虫        | 当該建物等の隣地境界において、発生している害虫の程度によって、支援の必要性を評価する(害虫の発生量が多いほど支援の必要性は大きい)。                                             | a 害虫が発生している程度が著しい            | 害虫等が、容易に目視または客観的な記録等により確認できる程、発生している状態である |                                                              |
|               |           |                                                                                                                | b 害虫が発生している                  | 害虫等が、目視または客観的な記録等により確認できる状態である            |                                                              |
|               |           |                                                                                                                | c 害虫が発生していない、又は発生していてもわずかである | 害虫等は発生していない、又は発生していてもわずかである               |                                                              |
|               | 火災の危険性    | 火災発生の危険性の程度によって、支援の必要性を評価する(堆積物が紙類など可燃性の高い物であるほど支援の必要性は大きい。また当該地域には放火事件が多いといった地域性等も加味して判断)<br><div>資料 参照</div> | a 火災の危険性が著しい                 | 建物の内外に堆積物等が山積しており、放火等でいつ火災が発生してもおかしくない状態。 |                                                              |
|               |           |                                                                                                                | b 火災の危険性がある                  | 堆積物により、火災が発生する蓋然性が高い状態。                   |                                                              |
|               |           |                                                                                                                | c 火災の危険性がない                  | 堆積物を原因とする、火災が発生する蓋然性が低い状態。                |                                                              |
|               | その他の不良な状態 | 悪臭、害虫、火災発生のおそれ以外の事象により、地域の生活環境が著しく損なわれている程度によって、支援の必要性を評価する(生活環境が損なわれている程度が高いほど支援の必要性は大きい)。                    | a その他の不良な状態が発生している程度が著しい     | その他の不良な状態の程度が通常の受忍限度を大幅に超えた状態。            |                                                              |
|               |           |                                                                                                                | b その他の不良な状態が発生している           | その他の不良な状態の程度が通常の受忍限度を超えた状態。               |                                                              |
|               |           |                                                                                                                | c その他の不良な状態が発生していない          | その他の不良な状態の程度が通常の受忍限度の範囲内。                 |                                                              |

| 大項目                 | 小項目               | 観点                                                                                                 | 基準                        | 各基準の説明                                         | 審査方法     |
|---------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------|----------|
| 3 近隣住民の被害状況         | 近隣住民の被害状況         | 近隣住民が不良な状態により受けている苦痛の程度によって、支援の必要性を評価する（住民の苦痛の程度が大きいほど支援の必要性は大きい）                                  | a 近隣住民が著しく苦痛を感じている        | 近隣住民から苦痛を訴える声が頻繁・広範囲に出ている。                     | 判定が b 以上 |
|                     |                   |                                                                                                    | b 近隣住民が苦痛を感じている           | 近隣住民から苦痛を訴える声が出ている。                            |          |
|                     |                   |                                                                                                    | c 近隣住民が苦痛を感じていない          | 近隣住民から苦痛を訴える声は出ていない。                           |          |
| 4 支援の有効性            | 経済的支援の有効性         | 計画している経済的支援により不良な状態が解消される有効性の程度によって、経済的支援の必要性を評価する（有効性が低い支援ほど認められ難い）                               | a 不良な状態の解消に非常に効果があると見込まれる | 不良な状態を原因の根本から解消することができる（堆積物の全撤去など）。            | 判定が b 以上 |
|                     |                   |                                                                                                    | b 不良な状態の解消に効果があると見込まれる    | 不良な状態を受忍限度程度まで減じることができる（堆積物の部分撤去など）。           |          |
|                     |                   |                                                                                                    | c 不良な状態の解消に効果はないと見込まれる    | 不良な状態を受忍限度程度まで減じることができない。                      |          |
|                     | 再発防止策の有効性         | 計画している再発防止策（見守り等）により再発が防止される有効性の程度によって、支援の必要性を評価する（有効性が低い支援ほど認められ難い）                               | a 再発の防止に非常に効果があると見込まれる    | その防止策を実施することにより、再発する可能性がほとんど考えられない。            | 判定が b 以上 |
|                     |                   |                                                                                                    | b 再発の防止に効果があると見込まれる       | その防止策を実施することにより、再発の可能性を小さくできる。                 |          |
|                     |                   |                                                                                                    | c 再発の防止に効果はないと見込まれる       | その防止策を実施しても、再発を抑えることができない。                     |          |
| 5 経済的理由による支援の実施の妥当性 | 経済的理由による支援の実施の妥当性 | 資産や不動産の処分・リバースモーゲージ利用等、経済的支援以外での不良な状態の解消方策の有無により、支援の必要性を評価する（不動産所有ケースの「速やかに処分できない状態」については、ここで判断する） | a 他の方法による解消の可能性は無い        | 収入・資産がない、又はあってもリバースモーゲージの利用等による自費撤去は不可能と判断される。 | 判定が a    |
|                     |                   |                                                                                                    | b 他の方法による解消の可能性が有る        | 収入・資産があり、リバースモーゲージの利用等により自費撤去が可能と判断される。        |          |

## 経済的支援(補足事項)

- 支援の要件(2)「土地、建物その他の不動産を所有していないこと」について

『生活保護法における保護の実施要領について』(昭和 38.4.1 厚生省社会局長通知)第 3 資産の活用について より

- ・当該世帯の居住の用に供される家屋

→ 保有を認めること。ただし、<sup>1</sup>処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りではない。

また、<sup>2</sup>要保護者向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用すること。

1...判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこととされており、大阪市でのケース診断会議における著しく大きいと認められる金額の目安については、評価額・実勢価格の定義はないが、おおむね2,500万円程度とされている。

2...要保護者向け不動産担保型生活資金(社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会事業)

貸付対象→65歳以上の高齢者世帯で評価額が500万円以上の居住用不動産を有し、本資金制度を利用しなければ生活保護の需給が必要となる世帯

## 放火されない環境づくりに 一緒に取り組みましょう！

<家庭用リーフレット>

わが家の安全・地域の安全のためには、市民一人ひとりから地域ぐるみで取り組む「放火されない環境づくり」が必要です。

消防局では、市民の皆様がご家庭や地域で、また、事業所にお勤めの方々が事業所内やその周辺で、放火火災発生の危険度を自ら分析・把握して、その結果に応じた対策に取り組んでいただけるようリーフレットを作成しました。

さあ、あなたも、このリーフレットを活用して、「放火されない環境づくり」に一緒に取り組みましょう。



知っていますか？

放火しやすい環境（放火犯の行動や証言）

- 燃えやすいものが放置されている
- 人目につきにくい
- 侵入しやすい
- 警戒心がない



## リーフレットの使用方法

### ① 質問を読んで回答する

| 項目     | 質問                                          | 回答                                                                               |
|--------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 環境要因 | 1 建物前面の道路は、主として近所の人だけが通行する道路ですか             | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ              |
|        | 2 付近の道路は、深夜でも人通りがありますか？                     | <input type="checkbox"/> 多少・かなりある <input checked="" type="checkbox"/> ほとんど       |
|        | 3 建物前面の道路は、深夜でも明るいですか？                      | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ              |
|        | 4 付近で放火が発生したこと（聞いたこと）がありますか？                | <input type="checkbox"/> 発生したことがない <input checked="" type="checkbox"/> 発生したことがある |
|        | 5 自宅付近で暴力事件、ひったくり、痴漢などが発生したこと（聞いたこと）がありますか？ | <input checked="" type="checkbox"/> 発生したことがない <input type="checkbox"/> 発生したことがある |
|        | 6 門扉には鍵をかけていますか？                            | <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ              |

回答はどちらか一つを選んで下さい

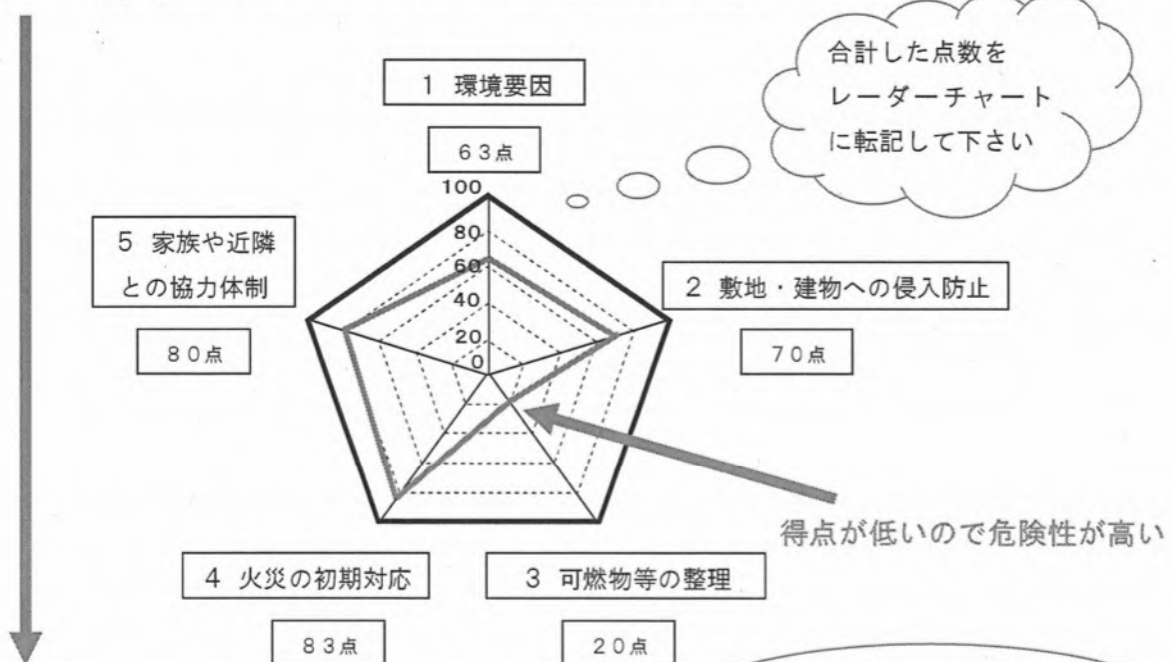
### ② 採点する

| 項目     | 質問番号 | 回答内容      | 配点   | 項目の合計点 |
|--------|------|-----------|------|--------|
| 1 環境要因 | 1    | はい        | (20) | 63点    |
|        | 2    | 多少・かなりある  | 19   |        |
|        | 3    | はい        | (25) |        |
|        | 4    | 発生したことがない | 18   |        |
|        | 5    | 発生したことがない | (18) |        |
|        | 6    | はい        | (19) |        |

回答と回答内容が同じであれば配点に○を付けて下さい

項目ごとに合計して下さい

### ③ 危険度をレーダーチャートで把握する



### ④ 放火防止対策を考える

| 項目     | 対応策の具体例                                                                                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 環境要因 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆町会などが行う警戒パトロールに参加する。</li> <li>◆地域における一声運動に心掛ける。</li> <li>◆街路防犯灯の設置などを町会に相談する。</li> <li>◆不審者に気付いたら動向に注意する。</li> <li>◆門扉・車庫・物置など施錠管理に心がける。</li> </ul> |

実情に応じて放火防止対策を講じましょう

# ① 放火防止環境チェックシート（家庭用）

以下の質問に答えて、放火火災に対するご自分の家の危険度をチェックしてみましょう。

| 項目            | 質問                                                            | 回答                                   |                                    |
|---------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 1 環境要因        | 1 建物前面の道路は、主として近所の人だけが通行する道路ですか？                              | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 2 付近の道路は、深夜でも人通りがありますか？                                       | <input type="checkbox"/> 多少・かなりある    | <input type="checkbox"/> ほとんどない    |
|               | 3 建物前面の道路は、深夜でも明るいですか？                                        | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 4 付近で放火が発生したこと（聞いたこと）がありますか？                                  | <input type="checkbox"/> 発生したことがない   | <input type="checkbox"/> 発生したことがある |
|               | 5 自宅付近で暴力事件、ひったくり、痴漢などが発生したこと（聞いたこと）がありますか？                   | <input type="checkbox"/> 発生したことがない   | <input type="checkbox"/> 発生したことがある |
| 2 敷地・建物への侵入防止 | 6 門扉には鍵をかけていますか？                                              | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ・門扉がない |
|               | 7 物置・車庫などには必ず鍵をかけていますか？                                       | <input type="checkbox"/> はい・物置や車庫がない | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 8 敷地内に他人が簡単に入り込んでいますか？                                        | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 9 家のまわりは、できるだけ明るくしていますか？                                      | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 10 長期に留守する際、新聞配達を止める、室内の照明を点灯させておくなど、放火防止対策として心がけていることはありますか？ | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 11 侵入監視センサー、熱線センサー付き照明器具などを設置していますか？                          | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
| 3 可燃物等の整理     | 12 建物のまわりや共用の廊下・階段に、新聞や雑誌などの燃えやすいものは置いてありませんか？                | <input type="checkbox"/> 置いていない      | <input type="checkbox"/> 置いている     |
|               | 13 ごみは、収集日や収集時間などルールを守って出していますか？                              | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 14 自転車・バイクのカゴなどに、燃えやすいものを放置しないよう心掛けていますか？                     | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 15 郵便受けの新聞やチラシなどは早めに取り込んでいますか？                                | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 16 自動車やバイクなどのボディーカバーは燃えにくいものを使用していますか？                        | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
| 4 火災の初期対応     | 17 住宅用火災警報器を設置していますか？                                         | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 18 火災発生時の119番通報について、家族や近所の人と話し合ったことがありますか？                    | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 19 家庭内に消火器などを設置していますか？                                        | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 20 消火器などの使用方法是、ご自分を含め家族の皆さんが知っていますか？                          | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 21 付近には、監視カメラなどは設置されていますか？                                    | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
| 5 家族や近隣との協力体制 | 22 日頃から近所の人と声を掛けあって注意し合っていますか？                                | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 23 特に宿泊するような外出時には、近所の人へ声をかけていますか？                             | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 24 近所の人と放火防止の取り組みについて話し合ったことがありますか？                           | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 25 家族で放火防止について話し合ったことがありますか？                                  | <input type="checkbox"/> はい          | <input type="checkbox"/> いいえ       |
|               | 26 地域で防火研修会などが開催される場合、参加しますか？                                 | <input type="checkbox"/> できるだけ参加する   | <input type="checkbox"/> 参加しない     |

全ての回答欄にチェックを入れ終わりましたら、「採点票」を用いて点数を付けてみましょう。

## ② 採 点 票 (家庭用)

放火防止環境チェックシートの回答と、下表の回答内容が一致したものが得点になります。  
得点したものは配点欄に○印をつけ、○印で囲んだ得点を項目ごとに集計してみましょう。

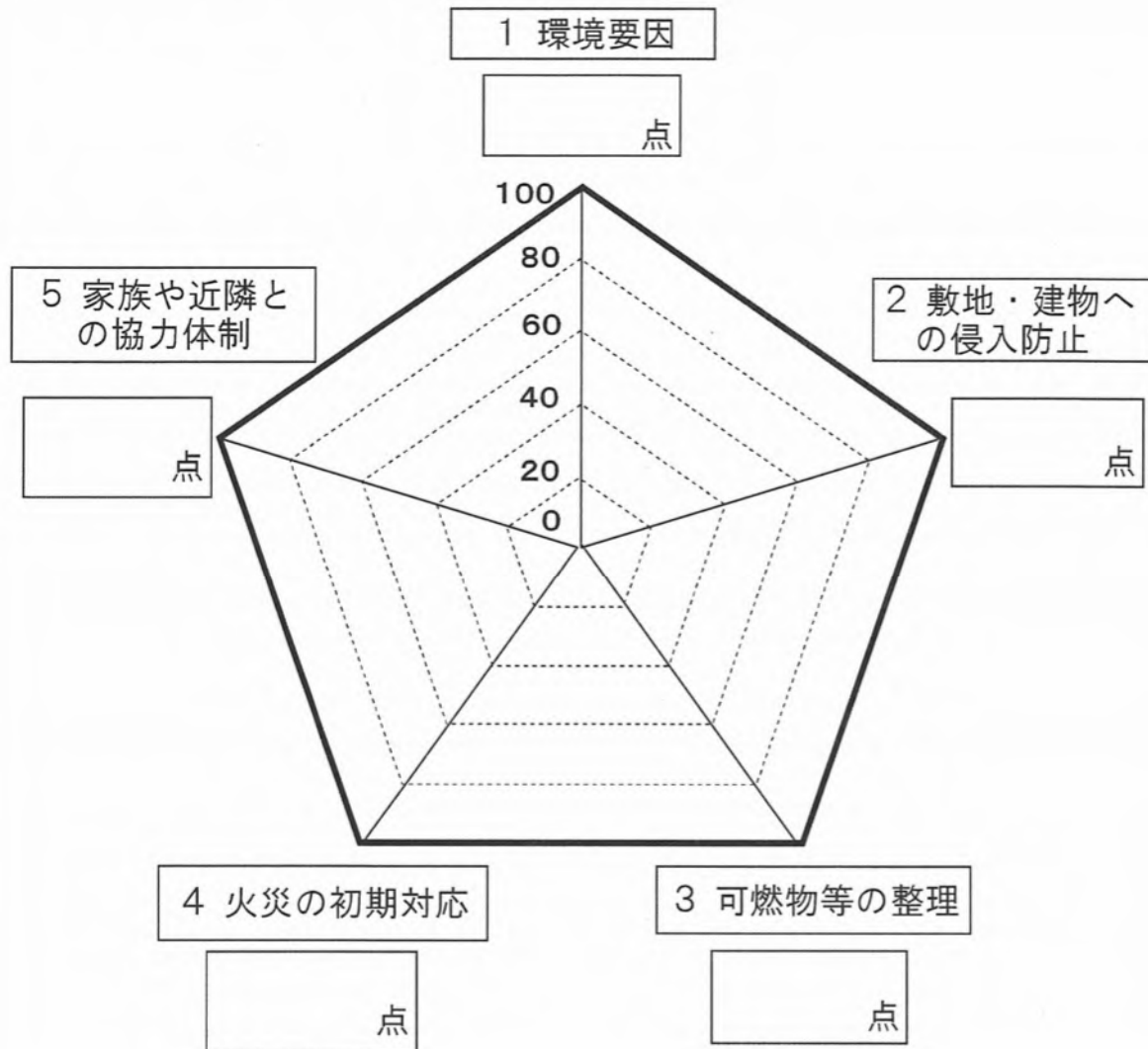
| 項目                   | 質問番号 | 回答内容      | 配点 | 項目の<br>合計点 |
|----------------------|------|-----------|----|------------|
| 1<br>環境要因            | 1    | はい        | 20 | 点          |
|                      | 2    | 多少・かなりある  | 19 |            |
|                      | 3    | はい        | 25 |            |
|                      | 4    | 発生したことがない | 18 |            |
|                      | 5    | 発生したことがない | 18 |            |
| 2<br>敷地・建物への<br>侵入防止 | 6    | はい        | 19 | 点          |
|                      | 7    | はい        | 18 |            |
|                      | 8    | はい        | 13 |            |
|                      | 9    | はい        | 20 |            |
|                      | 10   | はい        | 18 |            |
|                      | 11   | はい        | 12 |            |
| 3<br>可燃物等の整理         | 12   | 置いていない    | 24 | 点          |
|                      | 13   | はい        | 21 |            |
|                      | 14   | はい        | 17 |            |
|                      | 15   | はい        | 20 |            |
|                      | 16   | はい        | 18 |            |
| 4<br>火災の初期対応         | 17   | はい        | 17 | 点          |
|                      | 18   | はい        | 21 |            |
|                      | 19   | はい        | 21 |            |
|                      | 20   | はい        | 24 |            |
|                      | 21   | はい        | 17 |            |
| 5<br>家族や近隣との<br>協力体制 | 22   | はい        | 20 | 点          |
|                      | 23   | はい        | 16 |            |
|                      | 24   | はい        | 23 |            |
|                      | 25   | はい        | 21 |            |
|                      | 26   | できるだけ参加する | 20 |            |

項目の合計点を記入したら、「評価結果票」のレーダーチャートに転記してみましょう。

### ③ 評価結果票（家庭用）

採点票の項目の合計点をレーダーチャートに転記してみましょう。

そして、項目の合計点の位置を線で結んでみましょう。



放火火災発生の危険性は把握できましたでしょうか？

得点の低い項目は危険性が高いことを表しています。次は、対策例を見てみましょう。

## 住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に係る経済的支援の実施に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成25年大阪市条例第133号。以下「条例」という。）第10条第1項及び大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する施行規則第5条（平成26年大阪市規則第9号。以下「規則」という。）の規定経済的支援（以下「支援」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

2 この要綱において「市民活動団体」とは、大阪市市民活動推進条例（平成18年大阪市条例第19号）第2条第2号に規定する市民活動団体をいう。

### (支援の要件)

第3条 支援は、堆積者又は当該堆積者の属する世帯に属する者（以下「堆積者等」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合に、当該堆積者に対して行う。

- (1) 第7条の規定による申請をしようとする日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日が4月1日から5月31日までの場合にあっては、申請日の属する年度の前年度）の市町村民税が課されていないこと
- (2) 申請日において土地、建物その他の不動産を所有していないこと。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 前号に定めるもののほか、保有する現金（預貯金を含む。）その他の資産（ただし、現に最低限度の生活維持のために活用されている資産その他市長が必要と認めるものを除く。以下「資産」という。）の処分価値の総額が150万円（堆積者のほかに当該堆積者の属する世帯に属する者がある場合にあっては、当該堆積者及び当該堆積者の属する世帯に属する者が保有する資産の総額が200万円）以下であること
- (4) 過去に支援を受けたことがないこと。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援を受けることができない。

- (1) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは無差別大量殺人行為（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為をいう。）を行った団体に属する者又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる者
- (2) 過去に第12条に規定する支援の取消しを受けた者

(3) 前2号に定める者のほか、支援を行うことが不適当と市長が認める者

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該不良な状態にある建物等の所在地の校区等地域(おおむね小学校区の範囲を基本とする地域をいう。)において形成された地域活動協議会(地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第2条第1項に規定する地域活動協議会をいう。)に参画する市民活動団体の代表者その他これに準ずると市長が認める者から、市長に対して不良な状態の解消を求める要望がない場合は支援を行わない。

(支援の内容及び方法)

第4条 支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 堆積物の処分
- (2) 悪臭の除去
- (3) 害虫の駆除
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 支援は、市長が前項各号に掲げる支援に係る役務を提供し、又はこれらに要する費用を直接支弁することにより行うものとする。

3 市長は、第1項各号に掲げる支援に係る役務の提供を行うときは、当該業務について、事業者へ委託し、又は市民活動団体と協働して行うことができる。ただし、市長は前条第2項第1号に該当する者が属する事業者又は市民活動団体は、役務の提供に従事させないものとする。

(支援の対象費用)

第5条 支援の対象となる費用は、前条第1項各号に掲げる支援に要する費用であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 堆積物の撤去、運搬若しくは処理、悪臭の除去又は害虫の駆除その他の業務(以下「撤去業務等」という。)を事業者に委託した場合の当該委託料
- (2) 撤去業務等に要する備品、薬品、消耗品その他の物品の購入又は借入に要する費用
- (3) 廃棄物処理手数料

2 前項に定めるもののほか、前条第3項の規定により市民活動団体と協働して撤去業務等を行う場合は、次の各号に掲げる費用を支援の対象費用として支出することができる。

- (1) 撤去業務等の作業を行った市民活動団体に対する謝礼金

なお、謝礼金の交付額は、撤去業務等を行った市民活動団体の作業従事者(以下「作業従事者」という。)1人につき1時間当たり500円とし、1の市民活動団体に対する交付額は50,000円を限度とする。

- (2) 撤去業務等を行った作業従事者に対するボランティア活動保険(ボランティア活動を対象とした保険であって、賠償責任補償及び傷害補償を目的としているものをいう。)の保険料

(支援の限度)

第6条 支援は、100万円を限度として行う。

（申請）

第7条 支援を受けようとする堆積者は、経済的支援申請・同意書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）資産・収入に関する申告書（様式第2号）
- （2）親族に関する申告書（様式第3号）
- （3）支援を行うに当たり必要な調査に関する同意書（様式第4号）
- （4）その他市長が必要と認める書類

（撤去業務等の内容に関する同意）

第8条 前条の規定による申請があったときは、市長は、その職員をして、当該申請に係る建物等の所在地において、申請を行った者（以下「申請者」という。）に撤去業務等の実施の方法及び範囲その他撤去業務等の内容を説明させ、申請者の同意をえるものとする。

- 2 申請者は、前項の同意をしたときは、作業同意書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支援の決定）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、同条各号に掲げる書類を審査し、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いたうえで、支援をすることが適当であると認めたときは、支援を行うことを決定し、経済的支援決定・却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査及び審議会の意見を聴いた結果、支援をすることが不適当であると認めたときは、支援を行わないことを決定し、その理由を付して経済的支援決定・却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の支援の決定にあたり、必要に応じて支援を行う際の条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る支援の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、経済的支援申請取下書（様式第7号）により、申請の取下げをすることができる。

- 2 市長は、申請者が前条第1項の規定による通知を受領した後に、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該取下げをした者に対して、当該取下げをするまでの間に生じた支援の実施に関する費用の全額について、期限を定めてその賠償を求めるものとする。

（支援の変更）

第11条 市長は、第9条第1項の規定により決定した支援の決定内容を変更することを必要と認めるときは、審議会の意見を聴いたうえで、支援の決定内容の変更を決定し、経済的支援変更決定通知書（様式第8号）により支援の決定を受けた者（以下「被支援者」という。）に通知す

るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支援の決定内容の変更が次の各号に掲げる事項に係る軽微なものである場合は、前項の規定にかかわらず、市長は審議会の意見を聴くことなく支援の変更を決定することができる。

- (1) 支援の実施日程
- (2) 支援の内容（追加する場合に限る。）
- (3) 市民活動団体による撤去業務等の内容
- (4) 支援の金額（2割以内の変更に限る。）

（決定の取消し）

第12条 市長は、被支援者が次のいずれかに該当するときは、当該支援の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申告その他不正の手段により支援の決定を受けたとき
- (2) 被支援者が、第3条第2項の規定に該当するとき
- (3) 条例、規則又はこの要綱の規定に違反したとき
- (4) 第10条第3項による支援の決定にあたり付した条件が充足されないとき
- (5) その他支援を行うことが不適当と市長が認めるとき

- 2 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消したときは、経済的支援決定取消通知書（様式第9号）により、被支援者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消したときは、被支援者に対して、支援の決定を取り消すまでの間に生じた支援の実施に関する費用の全額について、期限を定めてその賠償を求めるものとする。

（延滞損害金）

第13条 市長は、第10条第2項又は前条第3項の規定により賠償を求めた者が、これを納期限までに納付しなかったときは、大阪市財産条例（昭和39年大阪市条例第8号）第23条において準用する同条例第11条の規定により算出した延滞損害金の納付を求めるものとする。

（支援の完了）

第14条 市長は、撤去業務等が完了したときは、撤去業務等の実施内容とそれに要した対象費用の額を確定し、被支援者に対し、経済的支援完了報告書（様式第10号）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。